



第53号

| 広島市消費生活センターだより

悪質な訪問買い取り業者に で注意を



事例

突然業者が、「いらない衣類や靴はないですか。買い取ります。」と訪問してきた。 いらない洋服があったので準備したが、業者は洋服には目もくれず、「指輪などの 貴金属はないですか。」と言われた。

「売りたい貴金属は無い。」と答えると、「このままでは帰れない。とにかく見せてほしい。」と強く言われ、結局強引に指輪を買い取られてしまった。

アドバイス

- 突然訪問して物品の買い取りを勧誘する業者は、家に入れないようにしましょう。
- 訪問前に業者から連絡があり、買い取りを承諾した場合でも、承諾した物品以外の買い取りの勧誘はきっぱりと断りましょう。
- 業者から交付された書面の内容はしっかりと確認しましょう。
- 動問買い取りでは、クーリング・オフが認められています。書面交付から8日間以内は、物品の引き渡しを拒むことができます。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター 2082-225-3300

相談無料 秘密厳守 です

開館時間:10時~19時 休館日:毎週火曜日、12月29日~1月3日 〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。 ☎082-223-6111(月~金曜日 9時~17時(12月29日~1月3日と祝日は休館))



2021年8月







①

